

平成19年9月4日
中国四国産業保安監督部四国支部

電気事業法第106条第4項に基づく報告の徴収について

中国四国産業保安監督部四国支部は、平成19年8月31日、愛媛製紙株式会社から同社三島工場火力発電所において大気汚染防止法に係る不適切な事実について報告を受けました。このため、本日、電気事業法第106条第4項に基づき、同社に対し、別添のとおり事実関係の確認、原因究明及び再発防止対策について報告するよう指示しました。

1. 平成19年8月31日、当支部は、愛媛製紙株式会社から同社三島工場火力発電所において大気汚染防止法に規定するばい煙の排出基準値を超過した事実があったことについて報告を受けました。
2. このため、本日、電気事業法第106条第4項の規定に基づき、これら事項について、詳細に調査の上、書面をもって報告するよう指示しました。

(本発表資料のお問い合わせ先等)

中国四国産業保安監督部四国支部電力安全課

担当者：近藤課長、佐藤補佐

電話：087-811-8584

URL：<http://www.nisa.meti.go.jp/safety-shikoku/>

平成19・09・03産保四第3号
平成19年9月4日

愛媛製紙株式会社
取締役社長 井川 勝正 殿

中国四国産業保安監督部長 守屋 猛

電気事業法第106条第4項の規定に基づく報告の徴収について

平成19年8月31日付けで、貴社から三島工場火力発電所において大気汚染防止法に規定するばい煙の排出基準値を超過した事象が判明した旨報告がありましたが、電気事業法第106条第4項の規定に基づき、下記事項について詳細を調査のうえ、書面をもって報告するよう指示します。

なお、報告について不足がある場合は、追加的に報告を求めることがあります。

記

1. 報告事項

三島工場火力発電所に係るばい煙の排出基準の適合状況について

- (イ) 火力発電設備のばい煙の排出基準値の超過に係る事実確認の結果
- (ロ) その結果、ばい煙の排出基準値を超過している案件について、その原因究明と今後の再発防止対策

2. 報告期限

平成19年9月21日

(電力安全課主管)